

令和5年5月8日

大滝小学校保護者の皆様

多賀町立大滝小学校
校長 藤谷 忍

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

平素は、本校教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」も改訂されました。5月8日以降の学校における対応については、下記の通りとなりますので、ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。

記

(1) 出席停止期間について

- ・感染が確認された児童に対する出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに平熱に戻り、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・無症状感染の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」となります。
- ※発症日や検体採取日は0日目とし、翌日を1日目として起算してください。
- ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

(2) 濃厚接触者について

- ・濃厚接触者の特定は行われなないこととなりますので、児童本人に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないければ、出席停止の対象にはなりません。

(3) 健康状態の把握

- ・児童の健康状態を把握することが重要とされていますので、家庭でのお子さんの健康状態をご確認ください。発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校されることのないよう、家庭でゆっくりと静養してください。（微熱や軽微な症状で登校される場合は、学校でも経過を観察しますので、登校前のお子さんの健康状態をお知らせください。）

(4) 学校における基本的な感染症対策について

- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を引き続き行い、適切な換気の確保を行います。
- ・学校の教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合、校外学習において医療機関や高齢者施設を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨することがあります。

(5) その他

- ・学校における具体的な教育活動につきましても、衛生管理マニュアルを基本としながら、児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。
- ・ご心配やご不明なことがある場合は、学校までお申し出ください。